

# 參考資料



## 《参考資料》

### 1. 児童憲章

昭和26年5月5日宣言

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるため、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる  
児童は、社会の一員として重んぜられる  
児童は、よい環境のなかで育てられる

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、導かれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、化学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取り扱いから守られる。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように導かれる。

## 2. 児童の権利に関する条約

### 【世界中の子どもたちの幸せのために】

- すべての子どもが差別なく大切にされる世界
- すべての子どもが自由に考え、自由に意見を述べ、自由に集える世界
- すべての子どもの立場から、何が最も良いことかを考えてくれる世界
- 子どもが暴力の犠牲とならない世界
- 不幸な境遇にある子どもが遊び、学び、育っていくことができる世界

子どもの権利条約は、こんな幸せな世界を築くために、世界各国がそれぞれ努力することを約束したものです。

そのために大人も子どもも、地球に住む仲間として、まわりの人たちのことを考え、道徳を守ることが必要です。

そして、日本の人たちのみならず外国の人たちも含め、人類全体の幸せを願い努力することが求められています。

### 〔条約締結の経緯と趣旨〕

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。

条約とは国との間の約束です。

この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。

子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。わが国は平成6年4月にこの条約に入りました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。この条約は、各国がこうした現実に向け、子どもたちの人権を尊重し保護していくために作られたものです。

もちろん、国によっていろいろ違った考え方、文化、伝統や法律がありますが、この条約は、その中で、各国が協力していくことを目指したものです。

## 【条約の主な内容】

1. 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
2. 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
3. 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
4. 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
5. 両親の意志に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
6. 子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
7. 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
8. 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
9. からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
10. 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
11. 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
12. 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
13. 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
14. この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

### 3. 登別市次世代育成支援行動計画策定委員会

#### 登別市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要領

##### （設置）

第1条 登別市次世代育成支援行動計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、登別市次世代育成支援行動計画策定委員（以下「委員会」という。）を設置する。

##### （所掌事項）

第2条 委員会は計画策定に関し、市長に対し意見を述べるものとする。

##### （組織）

第3条 委員会の委員は17名以内をもって組織する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 一般公募によるもの
- (4) その他、市長が適任と認めたもの

2 委員会の委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

##### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長不在のとき、その職務を代理する。

##### （会議）

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

##### （事務局）

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を児童家庭課に置く。

##### （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この要領は、平成21年6月29日から実施する。

## 登別市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

区分	団体名等	委員氏名	備考
教育関係	登別市校長会	小 鹿 正 揮	委員長
福祉関係	登別市民生児童委員協議会	梅 田 達 美	
教育関係	登別市PTA連合会	佐 藤 高 純	
教育関係	登別市私立幼稚園協会	木 村 義 恭	副委員長
教育関係	登別市私立幼稚園PTA連合会	和 泉 薫	
福祉関係	登別市母子寡婦の会	須 藤 和 恵	
福祉関係	登別市子ども会育成連絡協議会	亀 山 聖	
その他	登別商工会議所	田 村 正 行	
福祉関係	のぼりべつ男女平等参画懇話会	工 藤 元 子	
福祉関係	子育てサロン推進委員会	佐 藤 美代子	
福祉関係	子育てサークル	千 葉 由 起	
福祉関係	ファミリーサポートセンター	堀 井 有 子	
一般公募	公募委員	堀 切 智恵子	
一般公募	公募委員	佐 藤 文 子	
一般公募	公募委員	安 部 幸 恵	
福祉関係	保育所関係	内 藤 春 美	
福祉関係	子育て支援関係者	石 井 静 枝	